

〈まだ収入申告書を提出されていない方へ〉 収入申告書は必ず提出してください

(定住促進住宅にお住まいの方は該当いたしません。)

提出に際して、収入がある方は、必ず収入を証明する書類を添付してください。
なお、収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅なみの家賃となりますので、
まだ提出されていない方は、期限までに提出してください。

収入申告書(兼家賃減免申請書)の提出は、現在家賃減額を受けている方にとって
減額更新手続きとなります。(駐車場使用料減額も含む)

●提出期限…必ずお守りください。
平成27年6月30日(火)

収入申告書を紛失された方は

最寄りの方面事務所または管理事務所に
備えつけてあります。なお、減免を受けてい
る方は収入申告書の用紙が異なりますの
で、その旨をお申し出ください。



- 家賃は納期限までに必ず納めてください。
- お支払いは、便利な口座振替をぜひご利用ください。

お問い合わせ先

名古屋市住宅供給公社……収 納 課 TEL.523-3882 FAX.523-3869
TEL.523-3885

東部事務所 TEL.774-3871 FAX.774-3872
西部事務所 TEL.303-2251 FAX.303-2253
南部事務所 TEL.823-1315 FAX.823-1317
北部事務所 TEL.529-1261 FAX.523-7151

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課 TEL.972-2956 FAX.972-4173

収入超過者・高額所得者の皆さまへ

市営住宅は、低所得者の方を対象とした公共賃貸住宅です。入居を待ち望んでおられる多くの待機者のために、できるだけ早く自発的に退去していただきますよう、収入超過者・高額所得者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

収入超過者及び高額所得者の認定基準については、以下のとおりです。

		基準額
収入超過者	公営住宅	所得月額 158,000円超 (裁量階層世帯は214,000円超)
	改良住宅	所得月額 114,000円超 (裁量階層世帯は139,000円超)
高額所得者		高額認定月額 313,000円超

※裁量階層世帯とは、高齢者のみで構成された世帯、身体障害者(1級～4級)、未就学児(小学校就学前の子ども)のいる世帯などです。

収入超過者の皆さまへ

収入超過者に認定された方には、住宅の明渡努力義務が課されています。自発的な退去に努めてください。転居先で公共的な住宅をお探しの方は、下記又は「栄市民サービスコーナー住まいの窓口」(電話:264-4682)にご相談ください。

高額所得者の皆さまへ

高額所得者に認定された方は、明渡請求を受けます。高額所得者の方には、公社からお知らせの文書をお送りして、転居計画の把握に努めるとともに移転のご相談など承っております。転居計画等について、下記の相談窓口へご連絡をお願いいたします。

●明渡請求制度のお問い合わせ先●

名古屋市住宅供給公社 相談窓口

TEL.523-3882

・営業時間/午前8時45分～午後5時15分

(毎週木曜日は午後7時まで受付)

・休業日/土曜日・日曜日・祝日・年末年始

なお、転居先として公共的な住宅をお探しの方は、下記住宅についてご検討されてはいかがでしょうか。世帯の収入により、子育て支援減額制度が適用される場合があります。

《定住促進住宅》

平成27年5月1日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
喜惣治荘	名古屋市北区喜惣治二丁目200番地	3LDK	72.27㎡	77,000円・80,000円
シティファミリー小幡宮ノ腰	名古屋市守山区小幡宮ノ腰1番3号	3LDK	76.31㎡	73,900円
春田荘A棟	名古屋市中川区春田二丁目32番地	3LDK	74.44㎡	70,500円
シティファミリー小坂	名古屋市緑区小坂一丁目901番地	2LDK・3LDK	74.50㎡	75,000円
一つ山荘東T-A・T-C棟	名古屋市天白区一つ山1丁目65番地	3LDK	72.27㎡	67,000円～70,000円

《定住促進モデル住宅・一般賃貸住宅・特定優良賃貸住宅》

平成27年5月1日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
シティ・ファミリー八事	名古屋市昭和区滝川町47番地の40	2LDK～4LDK	56.78㎡～93.75㎡	84,000円～166,100円
コーポニュー引山	名古屋市名東区引山三丁目605番地	3LDK・4LDK	71.90㎡～78.96㎡	62,100円～70,700円
シティ・ライフ猪高台	名古屋市名東区猪高台二丁目501番地の1	3LDK	65.00㎡	96,000円
シティ・ライフグランヴィーネ星ヶ丘	名古屋市千種区星ヶ丘山手403番地の1・3	2LDK・3LDK	66.16㎡～70.97㎡	109,000円・117,000円

※上記以外の住宅もあります。※公社ホームページでもご覧いただけます。ホームページアドレス<http://www.jkk-nagoya.or.jp>

意見申出について

※主に、世帯員の合計所得に変動があった場合等の手続きです。

(定住促進住宅にお住まいの方は該当いたしません。)

失職、扶養親族の異動などにより、収入認定の内容に変更が生じた場合、意見申出の手続きをすることにより家賃が変わる場合があります。月末までに受け付けたものを審査し、承認されたものについては、翌月から変更します。

意見申出できる(可能性のある)主な具体例

- 失職した、退職した。(転職の場合は除きます。)
- 廃業した。(転職の場合は除きます。)
- 平成25年に比べ平成26年の所得が減少した。
- 傷病または育児により休職している。(概ね6ヶ月以上継続して就業不能であること。)
- 所得のある同居人(配偶者を除きます。)が転出した。
- 配偶者と離婚し、所得のある名義人または配偶者が転出した。
- 所得のある名義人または同居人が亡くなった。
- 所得税法上の扶養親族が増えた。
- 身体障害者手帳の交付を受けた。
- 精神障害者手帳の交付を受けた。
- 愛護手帳の交付を受けた。
- 難病の指定を受けた。 など。



※上記の例は、主なものです。この他にも意見申出できる(可能性のある)場合があります。

※それぞれの場合に応じて、手続き時には添付書類が必要です。

※上記の例に該当していても、申請いただいた内容によっては、意見申出できない場合があります。

※意見申出は、収入申告とは別に手続きが必要です。

意見申出の可・不可や、意見申出時に必要な添付書類等、詳しくはお近くの管理事務所又は、方面事務所でお尋ねください。

手続きはお済みですか？

下記の場合には、事前に承認を得たり、届出をしていただく必要があります。
これらの手続きは、区役所への各種届出とは別に、住宅使用上の手続きとして必要となりますのでご注意ください。

●事前に承認申請が必要なもの

同居
親族が新たに同居する場合
名義変更(入居承継)
名義人が死亡または離婚などにより住宅を使用しなくなり、同居している家族が引き続きその住宅を使用する場合

●届出が必要なもの

子どもの出生
新たに子どもが生まれた場合
世帯員の転出
名義人を除く世帯員のなかで、結婚や就職、死亡などによる住民票の異動があった場合

- 申請・届出の用紙は、所管の方面事務所または管理事務所にあります。
- 手続きには、申請・届出の用紙のほか、内容に応じて住民票などの各種証明書類が必要となりますので、事前にご相談ください。
- 内容や要件によって受付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(家賃の滞納がある場合、同居及び承継後の認定月額が基準を超える場合、世帯員及び同居させようとする者が暴力団員である場合 など)
- 手続きがお済みでないと、家賃の減額が受けられない場合があります。

家賃・駐車場使用料のお支払いは 便利な「口座振替」をぜひご利用ください。

●申込用紙は…

お近くの管理事務所、方面事務所
に用意してあります。

●忙しくて取りに行けない方は…

名古屋市住宅供給公社 収納課
523-3882 までご連絡ください。
至急お送りします。

●手続きは簡単…

申込み用紙に必要事項を記入し、
通帳と届出印をご持参の上、
金融機関へ提出してください。

●引落日は…毎月27日です。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)



自治会に加入しましょう。

年齢も考え方も違う入居者の皆さんが、同じ団地内で暮らしていくためには、他人への思いやりとお互いの協力が不可欠であり、入居者間のとりきめも必要になります。

いざという時にお互いが助け合い、皆さんが安心・安全で快適に暮らすために必要となる一番身近な組織が“自治会”であり、加入していただくことが重要です。



市営住宅敷地の有効活用を進めています！

市営住宅の敷地を活用して以下のような事業を進めています。

① 共同菜園・花壇の設置

団地コミュニティの活性化を目的として、団地敷地の空きスペースを利用した共同菜園・花壇の設置を行います。自治会の希望を受けて市及び公社で一定の敷地整備をしますので、共同菜園・花壇の運営を希望する自治会がありましたら、名古屋市住宅管理課までご連絡ください。

*他にも、以下のような事業を進めています。事業推進にご協力よろしく申し上げます。

- ② コインパーキング・カーシェアリングの設置
- ③ 災害時に中の飲料水を無償で利用できる自動販売機の設置
- ④ 屋外広告物の設置



●お問い合わせ先●

名古屋市 住宅管理課

TEL.972-2957

エレベーターをご使用していただくために

- ① ドアに、もたれたり、物をぶつかけたりしないでください。
ドアに挟まれると危険です。
- ② エレベーターの中で、飛びはねたり、あばれたりしないでください。
- ③ ドアの敷居に小石などが詰まると、故障の原因になります。
敷居の溝にゴミなどを落とさないようにしてください。
- ④ 故障や停電でエレベーター内に閉じ込められた場合は、
非常ボタンを押しつづけ管理会社へ連絡をしてください。
- ⑤ 火災や地震、水害時の避難には、使用しないでください。

●お問い合わせ先●

名古屋住宅供給公社 保全課(電気設備担当)

TEL.523-3895



住宅に関するお問い合わせ先

■北部事務所

北区、西区、中区の住宅及び、山田東荘、千種荘に
居住している方

TEL.529-1261

FAX.523-7151

■東部事務所

千種区(千種荘を除く)、東区(山田東荘を除く)
昭和区、守山区、名東区の住宅に居住している方

TEL.774-3871

FAX.774-3872

■西部事務所

中村区、中川区、港区(荒子川以西、ただし、当知西荘、
惟信南荘を除く)の住宅に居住している方

TEL.303-2251

FAX.303-2253

■南部事務所

瑞穂区、熱田区、港区(荒子川以東、および
当知西荘、惟信南荘)、南区、緑区、天白区の
住宅に居住している方

TEL.823-1315

FAX.823-1317

●受付時間/午前8時45分～正午 / 午後1時～午後5時15分 ●休所日/土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

※毎週木曜日は午後7時まで受付を行います。

「時間外緊急連絡センター」

ここにさっそく 至 急
TEL.523-4900の
受付時間は右記のとおりです。

※このセンターでは、
特に緊急を要する修繕のみ受付します。

このため、修繕の内容によっては、
翌日以降に修繕を実施する場合があります。

月曜日～水曜日、金曜日	午後5時15分～ 翌日午前8時45分
木曜日	午後7時～ 翌日午前8時45分
休所日	午前8時45分～ 翌日午前8時45分